

弁護士殺害に係る国家賠償等請求事件に関する
上告の議決に対する知事コメント

平成31年2月13日に仙台高等裁判所秋田支部において判決の言い渡しがありました津谷裕貴弁護士殺害に係る国家賠償等請求事件に関して、県から上告をすることが、本日、秋田県議会において議決されました。

改めて、ご遺族の心情をお察ししますとともに、亡くなられた津谷裕貴弁護士のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本事件については、第一審判決と第二審判決で判断が異なっていることのほか、秋田県警のみならず全国の警察の今後の職務執行にも影響を及ぼすと思われるという県警の意向を尊重し、上告することにしたものであり、最高裁判所による最終的な判断を仰ぎたいと考えております。

平成31年2月26日

秋田県知事 佐竹 敬久